

令和6年第6回 飯豊町議会定例会会議録

令和6年12月13日 令和6年 第6回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山清彦	2番	島貫寿雄
3番	遠藤純雄	4番	高橋勝
5番	屋嶋雅一	6番	舟山政男
7番	松山和好	8番	遠藤芳昭
9番	高橋亨一	10番	菅野富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	嵐正人	教育長	熊野昌昭
代表監査委員	伊藤毅	会計管理者（兼） 税務会計課長	上田信幸
総務課長	志田政浩	企画課長	鈴木祐司
住民課長	後藤智美	健康福祉課長（兼） 地域包括支援センター所長	伊藤満世子
介護老人保健施設 事務長（兼） 国保診療所事務長	渡部博一	農林振興課長（併） 農業委員会事務局長	舘石修
商工観光課長	山口努	地域整備課長	渡辺裕和
教育総務課長	後藤美和子	社会教育課長（併） 町民総合センター所長	竹田辰秀

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	色摩里香	議事室主査	井上由佳
--------	------	-------	------

事 務 助 手 横 澤 吉 和

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和6年 第6回飯豊町定例会追加議事日程 〔第1号〕

令和6年12月13日

午前10時 開 議

- | | | |
|---------|--------|---|
| 追加日程第1 | 議案第89号 | 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 追加日程第2 | 議案第90号 | 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 追加日程第3 | 議案第91号 | 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第8号） |
| 追加日程第4 | 議案第92号 | 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 追加日程第5 | 議案第93号 | 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 追加日程第6 | 議案第94号 | 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 追加日程第7 | 議案第95号 | 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第3号） |
| 追加日程第8 | 議案第96号 | 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号） |
| 追加日程第9 | 議案第97号 | 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 追加日程第10 | 議案第98号 | 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 追加日程第11 | 発議第10号 | 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について |
| 追加日程第12 | 発議第11号 | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について |
| 追加日程第13 | 発議第12号 | 議員派遣について |

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開議)

ご起立願ください。

おはようございます。

ご着席ください。

去る12月5日に開会いたしました令和6年第6回飯豊町議会定例会も本日が最終日となりました。議員各位の連日のご精励、誠にご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10名であります。

定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいま、町長から議案第89号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第90号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第91号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)、議案第92号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第93号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第94号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第95号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算(第3号)、議案第96号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)、議案第97号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)及び議案第98号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算(第4号)の10案件が提出されました。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9及び追加日程第10として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

異議なしと認めます。

よって、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号及び議案第98号をそれぞれ追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9及び追加日程第10として議題とすることに決定いたしました。

《 追加日程第 1 》

議案第89号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

及び

《 追加日程第 2 》

議案第90号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第89号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第90号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第89号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、提案理由にありますように、特別職の常勤の職員及び議会の議員に支給する期末手当の支給割合、並びに寒冷地手当の額を改定するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

主な内容につきましては、特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第90号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、提案案理由にありますように、令和6年10月7日付山形県人事委員会の勧告等に基づく山形県職員等の給与改定に準拠する等、所要の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、一般職の職員等の期末手当と勤勉手当を合わせて、年間支給割合を0.15月分引き上げ、また、給料表及び寒冷地手当の額を改定し、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

初めに、議案第89号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第89号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第90号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
については、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 3 》

議案第91号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第8号）
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第91号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に3,165万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ80億2,015万1,000円と定めるものであります。

歳出の内容につきましては、給与条例の一部改正に伴う人件費及び特別会計繰出金の追加であり、その財源として地方交付税を追加するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第91号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第91号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 4 》

議案第92号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

《 追加日程第 5 》

議案第93号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

《 追加日程第 6 》

議案第94号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第4号）

《 追加日程第 7 》

議案第95号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第3号）

《 追加日程第 8 》

議案第96号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）

《 追加日程第 9 》

議案第97号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）

及び

《 追加日程第 10 》

議案第98号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号）

の7案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました議案第92号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第98号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号）までの7案件について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第92号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に37万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億5,873万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に25万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,635万7,000円と定めるものであります。

次に、議案第93号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に27万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,436万6,000円と定めるものであります。

次に、議案第94号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に64万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億8,459万8,000円と定める

ものであります。

次に、議案第95号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に27万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,196万円と定めるものであります。

次に、議案第96号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に200万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億4,076万2,000円と定めるものであります。

以上の5案件の内容につきましては、給与条例の一部改正に伴う人件費の追加であり、その財源として一般会計繰入金を追加するものであります。

次に、議案第97号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的支出予算の総額に73万9,000円を追加し、2億5,188万5,000円と定めるものであります。

最後に、議案第98号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的支出予算の農業集落排水事業費用に28万1,000円を追加し、4億2,031万2,000円とし、生活排水個別処理事業費用に4万1,000円を追加し、4,531万7,000円と定めるものであります。

以上、2案件の内容につきましては、給与条例の一部改正に伴い、人件費を追加するものであります。

以上、議案第92号から議案第98号までの7案件について概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第92号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第96号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）までの5案件を一

括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号及び議案第96号の5案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）及び議案第98号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号）の2案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第97号及び議案第98号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 11 》

発議第10号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
及び

《 追加日程第 12 》

発議第11号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
の2案件を一括して議題といたします。

本件に関し、飯豊町議会会議規則第73条の規定及び第75条の規定に基づき、総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付しましたとおり、それぞれの所管に属する事務について閉会中に調査したい旨の許可申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について、及び発議第11号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についての2案件は、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

《 追加日程第 13 》

発議第12号 議員派遣について
の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しておりますように、議員の派遣についてはこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第12号 議員の派遣については許可することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

今定例会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月5日に開会されました第6回飯豊町議会定例会は、ただいまをもって閉会となりました。9日間の会期中、議員各位には案件審議に当たり活発かつ慎重にご審議を賜り、誠にあ

りがとうございました。また、町執行部におかれましても会期中、議会運営にご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、二十四節気の一つ大雪も過ぎ、本格的な冬の到来となりました。今週末も降雪の予報となっております。今後ますます寒さが厳しくなってまいります。例年この時期はインフルエンザが流行する季節でもあります。議員各位並びに町執行部の方々には、感染症予防対策はもちろんのこと、健康に十分ご留意されまして、よき新年を迎えられますよう、心からご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

これにて閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。 （ 午前10時20分 閉会 ）